

2010年は国民読書年

下郷町子ども読書活動計画

—読む。それは自分の可能性を広げてくれる—

本の ちから

平成22年7月

下郷町教育委員会

親子でページを開く。その時、ほっとした優しさがあふれてきた

— 目 次 —

はじめに	————— P 1
第 1 章 基本的な考え方	————— P 2
1 計画策定の目的	
2 子どもの読書活動の現状と課題	
3 平成 21 年度学校図書館ボランティアの会 活用図書等	
4 計画の位置づけ	
第 2 章 子ども読書活動推進に関する基本方針	————— P 6
1 子どもが読書に親しむ機会の充実	
2 子どもが読書に親しむ環境の整備	
3 子どもが読書に関わる関係機関との連携	
第 3 章 子どもの読書活動推進に関する具体策	————— P 7
1 保育所・小中学校における読み聞かせ読書活動の推進	
2 小・中学校における読書活動の推進	
3 地域や家庭における読書活動の推進	
(1) 田沼文蔵記念館における読書活動の推進	
(2) 地区公民館における読書活動の推進	
4 広報・啓発	
(1) 広報・啓発	
(2) 情報の収集・提供	
第 4 章 子ども読書活動計画推進のための施策	————— P 11
1 子どもと本をつなぐ人材の育成と連携	
2 子どもの読書に関する情報の共有	
3 関係機関との連携・協力	
[別紙資料]	————— P 12
1 子どもの読書活動推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）	
2 学校図書館ボランティアの会会則	
3 下郷町行政区公会堂等一覧	

は じ め に

読書は、子どもたちの生涯学習につながる「学び方」を身につけ、学習にも生活にも生きる「読書力」を高めてくれるものであります。そして、心の感性を磨き、深く思考して行動できる知性を育て、人として生きるための基礎力を身につけていく上で、極めて重要であります。

しかし、今日子どもの読書離れが叫ばれ、本町の児童生徒も深刻な状況にあり例外ではありません。これらの状況を踏まえ町教育委員会は、読書を通して子どもたちに豊かな心と感性を身につけさせるために、平成14年10月より「下郷町子ども読書活動推進プラン」の中に「読み聞かせ読書学習プラン」を立ち上げ、子どもの読書活動を啓発しつつ、一定の成果をあげてまいりました。

今年はまだ、1959年(昭和34年)に子どもの読書に関する週間を設けて以来、記念すべき50周年にあたり「国民読書年」と称し、将来を担うかけがえのない子どもたちのために、読書活動を高めていく絶好の機会を得ました。さらにこの機会をとらえて、下郷町では「読書が大好きな子どもをたくさん育てる町」を目指し、国が平成13年12月12日公布した「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨に従い「下郷町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

将来を担うかけがえのない子どもたちのために、この計画を基本として町民の皆様をはじめ、教育関係者及び学校図書館ボランティアの会のご理解とご協力を頂きながら、子どもの読書活動を推進して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

平成22年7月

下郷町教育委員会教育長 室井文輔

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の目的

読書は、子どもの「心」と「言葉」を豊かにし、自ら学び自ら考える力、すなわち「自ら主体的に学ぶ力」を育みます。

子どもは、読書活動を通して、想像力と感性を磨き、自分の考えを述べたり、感情を伝えたりする「言葉」をしっかりと身につけます。また、子どもは「言葉」の獲得によって、幅広い知識や表現する力を習得し、必要な情報を選択し活用する能力を培うことができます。

この計画は、本町における読書活動の実態を踏まえ、将来を担う子どもたちが、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう、読書環境の整備を図り、読書を通して豊かな心と生きる力を育むことを目的とします。

下郷町におきましては、現在策定中であります「第五次下郷町振興計画」の中にこの趣旨を盛り込み、総合的な読書活動の推進に努めます。

2 子どもの読書活動の現状と課題

本町においては、町民の皆様の生涯学習推進の視点から、さらに保育所・小・中学校においては、幼児、児童生徒の豊かな心を育む視点から、図書購入予算を増額し読書活動の充実に努めてきたところです。

特に、子どもたちの読書活動については、平成14年10月より「しもごう学校図書館ボランティアの会」とおして「読み聞かせ・読書学習プラン」を策定し、小・中学校においては学校の日課に合わせて「読み聞かせの時間」を設定し、読書活動の充実に力をいれてきました。保育所においては、小学校の児童が時間を設定し、出向いての読書活動に努めてまいりました。また町内小・中学生(特別支援を要する生徒)を対象とした「読書の時間」を設けながらの読書活動は、子どもたちの発達を限りなく育ててくれます。よってボランティアの皆さんは「教育への願いや思いを重ねてみんなでみんなを育てる」この方針を共有しあい、保護者・地域から読み聞かせボランティアとして支援を頂いた結果、読書生活をとおして学校図書館が充分機能する学校づくりに、協働的に取り組んでおります。

しかし、子どもの読書離れは本町においても顕著に表れており、親子で絵本の読み聞かせを楽しむなど、乳幼児期からの環境づくりが大切であり、家庭における読書活動の啓発が必要な現状にあるといえます。

その他、本町における読書活動の現状は次のとおりです。

表1 本町の小・中学校の児童生徒の1ヵ月当たりの読書冊数(平成21年度)

単位：冊

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	平均冊数	10.2	12.2	9.3	10.4	7.1	11.1	10.1
	最高冊数	15冊以上	35冊以上	22冊以上	33冊以上	30冊以上	13冊以上	24.7冊以上
中学校	平均冊数	1.7	2.1	1.1				1.6
	最高冊数	4冊以上	12冊以上	5冊以上				7冊以上

(資料：下郷町教育委員会)

※1 小学校では最高読んだ冊数は35冊を占めるが、中学校では12冊が最も多く、中学生になると、読書冊数の極端な減少が見られる。

※2 読書のきっかけについては、小・中学生ともに「学校図書館で見つけた」、「田沼文蔵記念図書館で見つけた」と答えている。

表2 田沼文蔵記念図書館入館状況

単位：冊

	一般	児童・生徒	合計
平成21年度	5,062	1,412	6,474
平成20年度	5,258	2,161	7,419

表3 田沼文蔵記念図書館貸出状況

単位：冊

	一般図書	児童図書	合計
平成21年度	4,417	2,058	6,475
平成20年度	3,646	1,805	5,451

※ 多くの町民の皆さんに利用していただけるよう、開館日や閉館時間を設定している。

表4 田沼文蔵記念図書館新着図書購入数

単位：冊

	一般文芸	児童図書	合計
平成21年度	299	22	321
平成20年度	295	44	339

3 平成21年度学校図書館ボランティアの会 活用図書等

平成21年度 江川小学校図書館ボランティア活動の実践例

図書の題名	<p>1 読み聞かせした本 「くじらだ」「ほほ笑みへかけのぼれ」「わすれないあの日」 「にんじん だいこん ごぼう」「エルマーのぼうけん」 「野口英世」「文字のない絵本」「ひさの星」「雲の上の学校」など</p> <p>2 ビデオ 「エロコ島」「どんぐり森へ」 (学年の発達段階を考慮し、子どもが興味を持つようなものを取り上げた)</p>
選定方法	ボランティアの方と協議して選定

平成21年度 旭田小学校図書館ボランティア活動の実践例

実施日	内 容
5月6日	ボランティアの方との顔合わせと活動の話し合い
6月9日	図書の整理、壁面の活用工夫
6月23日	2年生「黄色いバケツ」または七夕に関する紙芝居
7月14日	4年生「くもの糸」紙芝居
9月15日	図書の整理、壁面の活用
9月29日	3年生「泣いた赤おに」の読み聞かせ
10月6日	図書の整理
10月27日	6年生「やまなし」の読み聞かせ
11月10日	図書の整理
11月24日	5年生「方言」を使った昔話
12月8日	図書の整理
1月26日	1年生「こぶとりじいさん」の読み聞かせ
2月9日	反省

※1 変更あるときは学校から連絡します。

※2 都合で来られないときは学校まで連絡ください。

学校からの要望等一覧(平成21年度)

学校名	曜日	時間	内容	要望等
旭田小学校	火曜日 (隔週)	午後1時00分～ 午後3時00分	<ul style="list-style-type: none"> 本の修繕、整理 読み聞かせ 壁面制作 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度と同様の活動でよい。 学校の児童にあった読み聞かせをすることが一番望ましい。今年と同じように何を讀んでほしいか、担任の先生と事前に相談していただければありがたい。 児童が知っている昔話を、子どもたちに語り伝えていくことも大事だと思われる。
檜原小学校	火曜日 (隔週)	午後1時00分～ 午後2時30分	<ul style="list-style-type: none"> 図書の整理整頓 本の修繕 ワークショップ 読み聞かせ 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度と同様の活動でよい。
江川小学校	火曜日 (隔週)	午後1時00分～ 午後3時00分	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせ 本の修繕、整理 ブックスペース 壁面の飾り制作 ビデオ上映 	<ul style="list-style-type: none"> 朝の読み聞かせの時間、本当にありがとうございました。 貴重な時間ありがとうございます。 子どもたちも楽しみにしております。 戦争体験を聴く会に図書ボランティア2名の方に協力いただきました。その内容について、国語の学習に生かすことができ、文化祭の江川っ子まつりで発表することができた。
下郷中学校	木曜日 (隔週)	午前8時30分～ 午前9時00分	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせ 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度と同様の活動でよい。

4 計画の位置づけ

下郷町子ども読書活動推進計画は「第五次下郷町振興計画」及び「福島県子ども読書活動推進計画」、平成20年3月11日に閣議決定された国の「子どもの読書活動の推進に関わる基本的な計画」を基本とし、町民総ぐるみで下郷町子どもの読書活動推進に努めるといふ、基本理念と整合性を図るものである。

第2章 子どもの読書活動推進に関する基本方針

1 子どもが読書に親しむ機会の充実

平成22年度は、1959年子どもの読書に関する週間を設けて記念すべき50周年にあたるのを契機として、さらに充実を図ることが大切であります。

子どもが読書を通して豊かな心や表現力、想像力を身につけるためには、自ら主体的に読書を楽しむことができるよう、人的、物的、運営的環境を整えていくことが重要であります。

そのためには、幼児は家庭や保育所、小・中学生は学校や家庭において、さらには学校図書館ボランティアの会等の援助によって、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう、広く読み聞かせや読書の充実を図り、読書環境を整えることが必要であります。町教育委員会では、これらの環境を整えるため、家庭への啓発や田沼文蔵記念図書館の図書室の整備、充実を図ります。

さらには、保育所、学校等の読み聞かせや読書活動を推進し、読書に親しむ機会の充実を図るとともに、それぞれの機関が果たすべき役割を明確にしながら、子どもの読書活動を総合的に推進することとします。

2 子どもが読書に親しむ環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもを持つ親の理解が必要であります。乳幼児は、両親及び家庭の深い愛情によって育まれます。また児童生徒は、本を読んでもらったり、良書を親や友人に薦められたりして読書の楽しさを学んでいきます。したがって、子どもを持つ親や家庭を対象として絵本等の読み聞かせの研修会や広報等による啓発、読書ボランティア活動の充実をはじめ、保育所、小・中学校における保育士や教師による読書活動の推進を図ります。

また、子どもが集まる田沼文蔵記念館や学校図書館の充実を図り、子どもが本と出会える環境を整備し、子どもが読書に親しむことができるよう多くの機会を提供します。

3 子どもの読書に関わる関係機関との連携

子どもの読書活動を推進するには、田沼文蔵記念館や地区公会堂の図書備え付け及び保育所、小・中学校の絵本を含めた図書の整備と充実が必要であります。そのために、町は必要な予算を計画的に計上し、良書の購入を進めます。

また、保護者やPTAと連携協力し「親と子どもの読書の日」(月1回第3日曜日家庭の日)を制定し、子どもの読書力を高めます。

第3章 子どもの読書活動推進に関する具体策

1 保育所における読み聞かせ読書活動の推進

園児は、だれでも絵本の読み聞かせを楽しみ、絵本を見ることに興味を持ちます。しかし、それを提供する保育士や教師がその絵本のもつ教育的価値やストーリーのもつ奥深さを理解していなかった場合は、子どもたちに深い感銘や豊かな感性を育むことにはなりません。したがって、幼児の教育や保育にあたる保育士や教師は、子どもと同様豊かな感性をもっていることが求められます。

町教育委員会では、子どもの豊かな心や想像力を育むために、保育士や教師を対象とした読書・読み聞かせに関する研修会を定期的に計画し、読み聞かせの指導技術の向上を図ります。

- 保育の時間に読み聞かせを行ったり、ボランティアと連携したりして、絵本にふれあう機会の充実を図ります。
- 保育所施設内に図書コーナーを設置するなど、本にふれやすい環境づくりに努めます。
- 保護者への絵本貸出しを積極的に行います。
- たより等で保護者への読書活動の広報・啓発を推進します。

2 小・中学校における読書活動の推進

小・中学校の年代は、心身の諸能力や機能が急速に発達する時期です。

小学校においては、基礎的な読書能力や習慣が身についてくるのが、この時期であります。

中学校においては、読書をとおして主人公の生き方に深く感銘したり、判断したりする能力が芽生え、さらに情景や背景を想像したり、主人公と自分の生き方とを照らし合わせたりしながら読み深めるなど、成人としての読書水準に近づく時期であります。

本町各小・中学校においては、平成14年10月より実施している「読み聞かせ・読書学習プラン」に基づき、日課表に「読書の時間・ボランティアの会による読み聞かせ」の時間を設けており、児童生徒が主体的に読書活動を進めています。

各学校には、毎年図書購入の予算が配当されていますが、さらに豊富な図書の中から読みたい本を自由に選ぶことができるよう、その充実を図っていきます。また、平成21年・22年においては「あづま号」による移動図書の活用などを図り、読書力向上を図っていきます。さらには、学校図書館においては、

児童生徒と教師が協力しあい使いやすいよう工夫・整備し、学校の特色を生かした図書館づくりに努めます。

小・中学校では「総合的な学習の時間」などにおいて「自ら学び自ら考えること」や「学び方を学ぶこと」などの機会が増加します。児童生徒が図書館を活用する力を育むことは「自ら主体的に学ぶ」能力を育成する上で、極めて大切な活動となります。

小・中学生の読書活動を推進するために、学校図書館をフルに指導でも生かせるように努め、児童生徒の発達段階に応じた教師による読書指導の充実を図ります。

- 読み聞かせにより本に親しみを増し、ふれあう機会を多くします。
- 子どもの読書に対する奨励活動を行い、調査などを加えながら読書意欲の向上を目指します。
- 各小・中学校間の連携を図り、ボランティア会、PTAとの関係を重んじ、おはなし会や読み聞かせ等の事業を推進します。
- 「図書だより」を発行したり、新刊図書を紹介したりして、保護者に対しても情報提供や啓発を行います。

3 地域や家庭における読書活動の推進

家庭は、子どもにとって最も安心して生活できる居場所です。また家庭は、子どもが家族の一員として共同生活を営む上で 欠かすことのできない憩いの場所でもあります。このように潤いのある家庭の中で、親や家族が心を込めて本を読んであげることは、子どもにとって楽しく幸せな時間であると同時に、親と子が心ふれあう大切な時間でもあります。こうして、親と子の絆は深められ子どもは豊かに成長していきます。

また地域においては、地域の伝統行事や公民館における子どもを対象とした事業等を通して、子どもの健やかな成長に資することが求められています。このような家庭や地域における子どもとの関わりを通して、読書活動を進めるための基盤づくりに努めていくことが今後必要であります。

町教育委員会では、子どもの読書習慣を培うのは家庭であることに着目し、乳幼児からの読み聞かせ活動と親子読書を奨励し、家庭における読み聞かせ読書活動への理解と関心を高め、その実施のための啓発に努めます。

また、地区公会堂等においては蔵書の整備を図るとともに、子どもの読書活動に関する行事を企画するなど、家庭と地域が協力して読書活動の推進に当たるように努めます。

(1) 田沼文蔵記念館における読書活動の推進

町の中心地にある田沼文蔵記念館は、休日等を利用しての小・中学生は

もちろんのこと、町民にとって立ち寄りやすく活用しやすい立地条件にあるので、読書活動の拠点として整備することが喫緊の課題であるといえます。

- 読み聞かせや語り部の開催をし、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ります。
- 「図書だより」を発行し、新刊情報やおすすめの本の紹介、休室日等の情報を提供します。
- 子どもたちや町民が利用しやすい図書室にするため、施設の整備充実を図ります。
- あづま号や団体貸出しの利用により、借受図書を提供して、子どもたちや町民サービスの向上に努めます。

(2) 地区公会堂等における読書活動の推進

地区公会堂等(現在 37 地区)は、生涯学習における地域の拠点施設として、多くの町民皆さんの学習機会の提供に寄与しています。

田沼文蔵記念館から遠く離れた公会堂等では、休日や祝祭日の利用者を多くし、特に地域の子どものたちの活動の場として充実してまいります。

現在、各公会堂等の蔵書は少なく、新刊図書の購入冊数も少ないことから、これらの充実を図っていくことが課題となっています。したがって今後、地区公会堂等の蔵書を整備し、子どもの読書活動を推進することが必要であります。そのための整備を計画的に進めます。また、地域の子どもたちを中心とした読書活動を地域のボランティアとともに進めます。

- 読書環境を積極的に整備するため、図書の計画的な購入を行います。
- 各公会堂等においては、読み聞かせボランティア養成講座等を開催しボランティアの育成を図るとともに、活動の場を提供します。

4 広報・啓発

(1) 広報・啓発

子どもの読書活動を推進するため、国の「子どもの読書週間」にちなみ「下郷子ども読書の日」を制定するなど、子どもの読書活動の意義や重要性について広報・啓発に努めます。

また、下郷町のすべての子どもたちが本に親しむ環境を整備するために、子どもの読書に関わるすべての家庭や地区公会堂等の機関に対し、読書の楽しさや大切さについて広報・啓発活動を行います。

〈 参 考 〉 子どもの読書活動に関する日程一覧

読書に関する行事名	実 施 期 日
国際子どもの本の日	4月 2日
子どもの読書週間	4月23日～5月12日
下郷町児童生徒読書感想コンクール	7月20日～9月15日(募集)
文字・活字文化の日	10月27日
ふくしま教育の日	11月 1日
ふくしま教育週間	11月1日～11月7日
下郷子ども読書の日	毎月第3日曜日(家庭の日)

(2) 情報の収集・提供

子どもの読書活動を推進するために、地区公会堂等の企画広報や読み聞かせボランティア団体の情報収集と提供に努めるとともに、関係機関の蔵書に関する資料の提供を進めます。

- 下郷町ホームページでの紹介
- 「広報しもごう」による紹介
- 「学校図書館だより」等による紹介

第4章 子ども読書活動推進のための施策

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもと本をつなぐ人材の育成と児童図書整備の充実、さらに、子どもの読書に関する情報の共有が必要です。そこで、子どもの読書活動を推進していく体制を整備するため、次の施策に取り組みます。

1 子どもと本をつなぐ人材の育成と連携

保育所、小・中学校が進める「読み聞かせ・読書学習プラン」の充実を図り、本とのふれあい、読書習慣の育成等、子どもの読書活動を推進します。また、定期的に図書館教育担当者会議を開催し、学校間の連携を図るとともに、研修会を実施し教職員の指導力の向上に努めます。

各保育所と学校の連携、公会堂等備え付け図書と学校の連携、読み聞かせボランティアの会との連携と協働により、保育所、小・中学校の読書活動の支援と充実に努めます。

2 子どもの読書に関する情報の共有

子どもに読ませたい本等の選定にあたっては、保育所や学校の代表者からなる図書選定委員会を通して図書の整備を行い、総合的な図書リストやテーマ別図書リスト、おすすめ図書のリストなどの情報提示を行います。

3 関係機関との連携・協力

子どもの読書環境の整備と支援に関しては、本計画を効果的に推進していくために、県教育委員会や他市町村及び県立図書館等の関係機関との連携・協力を推進します。

なお、本計画を推進するにあたっては、子どもの読書活動が本計画の目的を達成できるよう、定期的に計画の進捗状況を把握し、評価するとともに、必要に応じて施策や事業の再検討を行うこととします。

〔別紙資料〕

- 1 子ども読書活動推進に関する法律（平成13年法律第154号）
- 2 学校図書館ボランティアの会会則
- 3 下郷町行政区公会堂等一覧

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施

されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること

資料2

学校図書館ボランティアの会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「学校図書館ボランティアの会（以下「会」という。）」と称し、事務局を下郷町教育委員会社会教育係内に置く。

(目的)

第2条 本会は、町内の児童・生徒に、より利用しやすい図書館を目指すとともに、図書に関心と興味を示し、意欲的に本を読む子どもになって欲しいことを願い、各学校図書館の環境整備を主な目的とする。

(組織)

第3条 本会の組織は、本会の目的に賛同する会員で構成する。

(事業)

第4条 本会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 図書（台帳含む）の整理、修繕
- (2) 貸し出し
- (3) 図書の紹介
- (4) 読み聞かせ
- (5) その他目的達成に必要なこと

(役員の構成)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 1名 |
| (3) 庶務 | 1名 |
| (4) 連絡係 | 4名 |

(役員の任務)

第6条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 代表は、会を代表し、会を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 庶務は、会議（総会、役員会）の議事の記録と各学校の図書主任教諭の意見、要望の取りまとめ等、庶務一般を処理する。

(役員の任期)

第7条 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第8条 本会の会議は、総会、役員会とする。

2 総会は、本会の運営上、重要な事項について協議決定する。

3 役員会は、必要に応じて代表が招集し、本会活動（事業）等について協議する。

(補 足)

第9条 この会則に定めるもののほか、会運営に必要な事項は役員会で定めることができる。

附 則

この会則は、平成14年10月29日より施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月22日より施行し、平成15年度より適用する。

附 則

この会則は、平成16年6月3日より施行し、平成16年度より適用する。

附 則

この会則は、平成19年5月14日より施行し、平成19年度より適用する。

附 則

この会則は、平成20年5月14日より適用する。

資料3 下郷町行政区公会堂等一覧

行政区		公会堂及び集会所の場所	
		所在地	建物の名称
1	倉村	下郷町大字豊成字倉451番地	倉村公会堂
2	檜原	下郷町大字豊成字檜原2331番地	檜原公会堂
3	刈林	下郷町大字豊成字下モ6244番地3	刈林区民館
4	姫川	下郷町大字栄富字下モ平85番地1	姫川公会堂
5	成岡	下郷町大字栄富字屋敷甲	成岡公会堂
6	板萩	下郷町大字栄富字平乙411番地	萩原公会堂
7	小池	下郷町大字栄富字馬場平丁	小池公会堂
8	倉水	下郷町大字栄富字上平己27番地	倉水公民館
9	三ツ井	下郷町字沢口14番地1	三ツ井生活改善センター
10	新開	下郷町字荒石64番地1	新開公会堂
11	戸赤	下郷町大字戸赤字林下171番地	戸赤集会所
12	中山	下郷町大字中山字成神川130番地1	中山生活改善センター
13	弥五島	下郷町大字弥五島字寺下831番地6	弥五島公民館
14	塩生	下郷町大字塩生字上ノ原1205番地2	塩生公会堂
15	檜原	下郷町大字沢田字宅地続甲109番地	檜原公会堂
16	桃曾根	下郷町大字沢田字前田乙440番地	桃曾根公会堂
17	落合	下郷町大字落合字築地555番地1	落合生活改善センター
18	音金	下郷町大字音金字蛇口602番地	音金集会所
19	十文字	下郷町大字音金字十文字3319番地2	十文字婦人ホーム
20	南倉沢	下郷町大字南倉沢字居平1034番地	女性・若者等活動促進施設
21	大松川	下郷町大字大松川字宮内甲829番地	大松川集会所
22	小松川	下郷町大字合川字居平甲204番地2	小松川集会所
23	張平	下郷町大字合川字居平丁573番地1	張平公会堂
24	中妻	下郷町大字中妻字柳ノ下7番地	中妻公民館
25	水門	下郷町大字澳田字上家平59番地	水門公会堂
26	沢入	下郷町大字澳田字居平274番地	沢入公会堂
27	湯野上	下郷町大字湯野上字橋詰乙	湯の郷会館
28	小野	下郷町大字湯野上字大道通甲115番地1	小野集会所
29	大沢	下郷町大字大沢字和田483番地1	大沢公会堂
30	小出	下郷町大字小沼崎字居平甲655番地2	小出集会所
31	沼尾	下郷町大字小沼崎字家ノ平乙1469番地2	沼尾公民館
32	白岩	下郷町大字白岩字南上平374番地	白岩高齢者・若者センター
33	雑根	下郷町大字白岩字居平1982番地1	雑根高齢者・若者センター
34	田代	下郷町大字高隣字上居平38番地	女性若者等活動促進施設
35	芦の原	下郷町大字高隣字居平甲642番地1	芦ノ原多目的集会所
36	枝松	下郷町大字枝松字居平8番地3	枝松集会所
37	大内	下郷町大字大内字275番地	大内集会所

平成21年度しもごう教育推進プラン

ー 保育所・小・中学校連携による学習プラン ー

豊かな心を土台とした確かな学力向上
たくましい子どもを育てるための推進

下郷町教育重点目標

- 自ら学び、自ら考え、自ら判断する力の育成
- 感動を大切に作る心の育成

学校・地域・家庭の連携を推進

◆読み聞かせ読書学習 ○保育所・小・中学校をとおして基本的な学習習慣の醸成と集中力、想像力の育成		◆長期休業等における読書学習 ○各地区公会堂等や学校を活用して長期休学中に学習習慣の定着と学習支援、かつ読書活動の支援	
豊かな心を育む	<ul style="list-style-type: none"> ○美しいものや自然に感動する心を育てる ○生命を大切に他人を思いやる心を育てる ○正義感や公平さを重んじる心を育てる ○自立心、自己抑制力、そして責任感を育てる ○他人との共生や社会に貢献する精神を育てる 	確かな学力を育む	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎学力を確実に身につけさせる ○思考力・判断力・表現力を確実に身につけさせる ○問題解決する能力を育てる ○探求心・知的好奇心を育てる ○生涯にわたり学び続ける力を育てる

言葉のちから

生きる力。

生きる力を育むための「本」なのです。

下郷町教育委員会